

令和3年度のさいたま市職員数

1から6までの表は、令和3年4月1日現在の職員数（単位：人）です。

教育委員会事務局には、さいたま市教職員定数条例第2条に規定する教職員を含みます。

その他行政委員会は、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局の事です。

1 一般職の職員

区分	合計	性別	
		男	女
市長部局	6,732	3,567	3,165
消防局	1,342	1,287	55
水道局	368	312	56
教育委員会事務局	6,903	2,980	3,923
議会局・その他行政委員会	95	71	24
合計	15,440	8,217	7,223

一般職の職員とは、さいたま市職員定数条例第1条に規定する一般職の職員及びさいたま市教職員定数条例第2条に規定する教職員のことをいいます。

一般職の職員には、2 再任用職員、3 任期付職員のうち、フルタイムの者及び6 臨時的任用職員のうち、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている者で、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が4月1日時点において引き続いて12月を超える者を含みます。

2 再任用職員

区分	フルタイム			パートタイム			合計		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
市長部局	44	28	16	309	238	71	353	266	87
消防局	0	0	0	60	59	1	60	59	1
水道局	0	0	0	46	45	1	46	45	1
教育委員会事務局	273	142	131	284	201	83	557	343	214
議会局・その他行政委員会	0	0	0	11	10	1	11	10	1
合計	317	170	147	710	553	157	1,027	723	304

フルタイムとは、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された再任用職員のことをいいます。

パートタイムとは、地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された再任用短時間勤務職員のことをいいます。

3 任期付職員

区分	フルタイム			パートタイム			合計		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
市長部局	3	0	3	28	12	16	31	12	19
消防局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	235	92	143	13	3	10	248	95	153
議会局・その他行政委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	238	92	146	41	15	26	279	107	172

フルタイムとは、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条第1項の規定に基づき採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員及びさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に基づき採用された職員のことをいいます。

パートタイムとは、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項の規定に基づき採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定に基づき採用された任期付短時間勤務職員のことをいいます。

4 特別職非常勤職員

区分	合計	性別	
		男	女
市長部局	3,808	2,128	1,680
消防局	1,220	1,134	86
水道局	9	5	4
教育委員会事務局	1,033	770	263
議会局・その他行政委員会	60	56	4
合計	6,130	4,093	2,037

特別職非常勤職員とは、地方公務員法第3条第3項各号に掲げる特別職のうち、非常勤の者のことをいいます（議員を除く。）。

5 会計年度任用職員

区分	フルタイム			パートタイム			合計		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
市長部局	360	43	317	1,676	136	1,540	2,036	179	1,857
消防局	0	0	0	7	4	3	7	4	3
水道局	0	0	0	3	0	3	3	0	3
教育委員会事務局	73	8	65	1,779	452	1,327	1,852	460	1,392
議会局・その他行政委員会	0	0	0	4	0	4	4	0	4
合計	433	51	382	3,469	592	2,877	3,902	643	3,259

フルタイムとは、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のことをいいます。

パートタイムとは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のことをいいます。

6 臨時的任用職員

区分	合計		
		男	女
市長部局	0	0	0
消防局	0	0	0
水道局	0	0	0
教育委員会事務局	792	328	464
議会局・その他行政委員会	0	0	0
合計	792	328	464

臨時的任用職員とは、地方公務員法第22条の3第1項に規定に基づき採用された職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基づき採用された職員のことをいいます。